

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年8月1日～令和8年7月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年8月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和4年8月～ 制度に関するパンフレットを社員に配布し、周知を図る。
- 令和5年8月～ 社員に再度周知を図る。

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和3年8月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和4年2月～ 相談員の研修
- 令和4年8月～ 相談窓口の設置について社員への周知